

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

令和●年●月●日の午後2時頃、A県B市内の繁華街の交通量も通行人も多い交差点で（当然のことながら、多数の防犯カメラも設定されている。）、多数の死傷者が出る自動車の多重衝突が発生した。

その交通事故の発生前後の状況を、たまたまその付近でドラマを収録していたテレビ局に所属するカメラマンがデジタルビデオカメラで撮影していた。もっとも、カメラマンは「ドカン」という車の衝突音に気が付いてからカメラを向けたため、事故の瞬間の映像は映ってはいなかったが、事故直後の現場の状況や混沌とした様子、更には怪我人の治療に当たる救急隊員の様子なども鮮明に映っていた。

当該カメラマンがテレビ局に戻って報道センターにカメラのデータを持ち込んだところ、編集部は良い素材であると考えて、これを編集の上ニュース番組で放映し、放映後は撮影時の生データが記録されたディスク（以下「本件ディスク」という。）をテレビ局において保管していた。

その後、その事故の原因と作出した自動車の運転手が自動車運転過失致死傷罪で逮捕起訴されることになり、刑事事件としてA裁判所に係属した。

A裁判所は、本件ディスクに記録された撮影時の生データが事件の審理に必要不可欠と考えて、テレビ局に対し、本件ディスクの提出命令を発した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例における甲の罪責を論じなさい（刑法130条の罪及び特別法違反を除く。）。

〔設例〕

甲（満50歳，男性）は、近所に住む，身なりから多額の資産がありそうな独居老人V（満80歳，女性）から同人名義のキャッシュカードを不正に入手しようと思い立ち，令和7年10月1日（以下，日付はいずれも令和7年）午前10時頃，甲は警察官を装いVに電話をかけ，電話に出たVに対し，Vの預金口座から預金が不正に引き出されているようなので，Vのキャッシュカードを確認したいと申し出た。するとVは「はい，わかりました。」と返答したので，甲は近いうちに再度電話すると予告して，一旦電話を切った。

甲は同日14時頃，再びV宅に電話を入れ，Vに対し，署内で協議の結果，Vが警察の用意した封筒に当該のキャッシュカードを入れて，自宅でそのまま保管してもらうこととなったとさらに嘘をついたところ，Vは一旦それを信用し，キャッシュカードを用意しておくことを約束した。それを聞いた甲は，翌日の午前10時頃，自分がV宅を訪問して，カードの保管を確認すると予告し，Vもそれを了承した。

しかし，この電話の直後，賢明なVは，甲からの電話は最近社会問題となっている犯罪における手口の1つではないかと思い至ったので，この際甲の話に乗りつつ，キャッシュカードとして，現在預金残高がたったの10円となっているA銀行B支店のキャッシュカードを用意することにした。

翌10月2日の午前10時頃，甲は警察官を装ってV宅を訪問し，同宅の居間で，Vの用意した上記A銀行B支店預金口座のキャッシュカード（V名義）を甲の持参した封筒に入れてのり付けさせ，さらに，この封筒にVの捺印が欲しいと申し述べ，そのためVが奥の部屋に印鑑を取りに行った隙に，自身の用意していたスーパーマーケットのポイントカード入りの同型封筒とすり替えて，上記キャッシュカード入りの封筒を持参したバッグの中にしまい込んだ。

甲はV宅を無事退出した後，早速A銀行のキャッシュコーナーへ行き，封筒から上記キャッシュカードを取り出してATM機に挿入し，早速Vの預金を引き出すべく，まず預金残高を確認しようとしたが，すでにVが自宅で甲に促されて封筒表面に記した暗証番号が正しいものではなかったため，預金残高の確認すらできないまま，現金を引き出せずに終わった。

以上

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

（事実1）

Aは、所有する甲マンション（敷地権付き区分所有建物、以下「甲」という。）について、今後使用する予定がなかったため、事業資金捻出のため、なるべく高額で売却したいと考えていた。2024年当時、甲が存在する地域では、不動産の価格は一定の割合で上昇し続けており、世間的にはその状態は続くものと思われていた。

AとBは、2024年3月20日、甲について当時の評価額5000万円で売買契約（以下「売買①」という。）を締結した。Bは、B自身が居住する目的で売買①をしたため、代金5000万円を直ちにAに支払い、甲の引渡し及び登記の移転を求めた。Aは、甲の価格が上昇を続けていたことから、もっと高額で売却できる可能性があると考え、Bに対し、内装の改修に時間がかかるなどといって、甲の引渡し及び登記の移転を先送りにした。

同年9月になり、甲の評価額が6000万円に上昇したことから、同月18日、Aは、Cに甲を6000万円で売却し（以下「売買②」という。）、同月20日、Cより6000万円の支払を受けるのと引き換えに甲をCに引き渡し、登記もCに移転した。

（事実2）

翌21日、Cが甲に転居する様子を見たBが、驚いてAに問い合わせたところ、Aは、甲をCに売り登記も移転したことを認め、Bに対し、代金5000万円は返すので、売買①はなかったことにして欲しいと述べた。Bは、代金は支払済みなので、売買①をなかったことにはできない、契約の履行を求めるといって、Aに対し金銭の支払いを求める訴訟を提起した。

ABが訴訟で争っている間にも甲の評価額は上昇し、訴訟の口頭弁論を終結する2025年10月18日の時点では7000万円となっていたが、Aは、Bは自ら居住する目的で甲を購入しており、転売して利益を得るために購入したのではないから、口頭弁論終結時の価格は基準とはならない旨を最後に主張した。

（事実3）

Cは、売買②に先行して売買①がされていたことを知らなかった。

【第1問】事実1ないし3を前提に検討せよ。

BのAに対する請求はどの範囲で認められるか。またその理由を説明せよ。

(事実4) 事実2及び3はなく、事実1に加え以下の事実があった。

Cは、AB間で売買①が行われたのに、甲の値上がりを期待するAが引渡し及び登記の移転を拒絶していること、甲に居住したいBは困っていることを聞き付け、自分が甲を買って登記の移転を受ければ、Bはさらに困り、7000万円、あるいは8000万円でもCより甲を買った上で、売買①の清算をするであろうと考え、Cとしては甲を利用する予定もないのに、Aに対し、直ちに甲の占有及び登記をCに移転するのであれば6000万円を即金で支払うとあって、売買②を強く働きかけたものである。

【第2問】事実1及び4を前提に検討せよ。

Bは、自分に最も有利なものとして、誰に何を請求することができるか。またその理由を説明せよ。

以上

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

証明責任の意義とその分配基準について説明したうえで、法律上の事実推定の作用について、占有継続の推定（民法186条第2項）を具体例として説明しなさい。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

甲株式会社（以下「甲社」という。）の株主Xは、甲社の支配権を取得する目的で甲社株式を買い集め、2025年3月31日付で総株主の議決権の6%を有していた。Xは甲社の有価証券の取引状況および安定株主の有無を調査する目的で、2025年4月10日、甲社に対し、甲社の過去5事業年度分の会計帳簿の閲覧謄写（以下「本件閲覧謄写」という。）を請求した。Xの請求は会社法上の要件を満たして適法に行われた。甲社はXが甲社と競争的事業を営むものにあたるとしてXの請求を拒んだため、Xは、甲社に対し、本件閲覧謄写を求める訴訟を提起した。当該訴訟係属中に下記設問（1）ないし（4）となった場合のXの請求の帰趨について検討しなさい。なお、甲社は種類株式発行会社ではなく、（1）ないし（4）は甲社またはその利害関係者のそれぞれ独立した行為として適法になされたものとする。場合や条件等次第で結論が異なりうると考える場合には、適宜場合分けや条件付け等をしながら解答すること。

〔設問〕（1）～（4）各25点

（1）甲社は、乙株式会社（以下「乙社」という。）に対し、募集株式を大量に発行したため、その払込期日において、甲社におけるXの議決権割合は2.9%にまで低下した。

（2）甲社は、乙社との間で乙社を完全親会社とする株式交換契約（以下「本件株式交換」という。）を締結し実行した。甲社の株主には、本件株式交換の対価として乙社の株式が交付され、その結果、Xは、本件株式交換の効力発生日において、乙社の総株主の議決権の3%を保有する株主となった。

（3）甲社は、定款を変更して議決権付優先株式を乙社に発行したのち、普通株式のみにつき5：1の割合で株式併合（以下「本件株式併合」という。）を行うこととし、実行した。その結果、本件株式併合の効力発生日において、甲社におけるXの議決権割合は、0.9%となった。

（4）甲社が発行していた新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）の行使期間が到来し、本件新株予約権に係る新株予約権者の多数がその有する新株予約権を行使したため、本件新株予約権の行使期間経過後甲社におけるXの議決権割合は、2.9%となった。